

旧長南小学校運動場及び屋内運動場の利用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、旧長南町立長南小学校運動場及び屋内運動場（以下「施設」という。）を町営事業及び地区運営に支障のない範囲で町民の利用に供することに關し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 施設を利用できる団体（以下「利用団体」という。）は、町内在住者により組織された団体とする。

2 前項に規定する団体以外のものは、施設を利用することができない。ただし、町長が特別の事情により必要と認めた団体はこの限りでない。

(利用の申請について)

第3条 利用団体は、町長に旧長南小学校施設利用申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 利用申請は、利用希望日の1か月前から受け付けることができる。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(利用の制限)

第4条 利用団体は、次の各号の一に該当する場合は、施設を利用できない。ただし、町長が特別に認めたときは、この限りでない。

- (1) 町の行事等または跡地活用企業の事業運営に支障があるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として利用するとき。
- (4) 政治活動または選挙活動のために利用するとき。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項に規定する個人演説会または政党等演説会を開催するための施設として利用する場合は、この限りでない。
- (5) 宗教活動のために利用するとき。
- (6) 過去の利用に際し、管理者の指示に従わなかったとき。

(利用許可の取消し)

第5条 町長は、利用団体が次の各号の一に該当するときは利用の取消しをすることができる。

- (1) 第三者に危害を及ぼし、または秩序、風俗を乱したとき。
- (2) 利用団体が、申請内容に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 管理上その他支障があると認めたとき。

(使用料)

第6条 施設の使用料は、無料とする。

(利用の報告について)

第7条 利用団体は、毎月10日までに前月の利用実績を記載した旧長南小学校施設利用報告書(別記第2号様式)を町長に提出しなければならない。

(現状回復義務)

第8条 利用者は、施設の利用を中止し、または終了したとき、あるいは第5条の規定により利用の許可が取り消された場合は、直ちに現状に復さなければならない。

(利用団体の責任)

第9条 利用団体の責に帰すべき事由による盗難、負傷、その他の事故についての損害は、利用団体がその責を負う。

2 施設の設定、備品等に損害を与えた時は、利用団体が弁済する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。